

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年1月20日、資格喪失日に係る記録を同年2月15日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月20日から同年2月15日まで

平成18年1月20日からB市にあるA社C事業所に1日7時間勤務のパート職員として勤務した。申立期間に係る給与明細書を保管しており、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、ねんきん特別便では厚生年金保険被保険者としての記録がなかったため社会保険事務所へ相談に行ったところ、資格取得は取消しになっており、加入期間は無いと回答を得た。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社発行の平成18年2月度給与明細書、申立人の同社C事業所に係る雇用保険加入記録及び同事業所が保管する申立人に係る労働者名簿により、申立人が、申立期間において同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取消し用）、A社が保管している資格取得届の事業主控え及び申立人が保管する同社の給与明細書に記載されている厚生年金保険料額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、社会保険事務所が保管する申立人に係る磁気媒体届書FD（フロッピーディスク）内容照会、厚生年金保険被保険者資格取得届及びA社が保管している同資格取得届の事業主控えにより、社会保険事務所が申立人の厚生年金保険被保険者資格取得処理を平成18年2月13日に行い、同年2月15日にA社から提出された資格取得の取消しを行う旨の届出（事業主控）に確認印を押印していることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、24年5月3日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から24年5月3日まで

申立人が出生の際、戸籍の届出が誤って「A(氏名) 昭和2年生まれ」で行われ、その後すぐに本名による届出は行われたが、戸籍上申立人と同一人物の戸籍が二つ存在することになった。B社に入社する際、年齢が上の方が有利だと思い、Aの名で就職したため、同社に係る厚生年金保険の記録が本名ではなくAの名で記録されている。申立人とAは、同一人物であるため、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行なったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B社で勤務していた同僚によると、申立人が「A」としてB社で勤務していたこと、申立人が申立期間以前から周囲の人に「Aちゃん」と呼ばれていたことを証言しており、「A」という名前が申立人の通称であったことがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が使っていた通称名と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が存在する上、「A 昭和2年生まれ」に係る厚生年金保険被保険者記録は、これ以外に存在しない。

これらを総合的に判断すると、B社に係る当該未統合の厚生年金保険の記

録は、申立人の記録であると認められることから、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、24年5月3日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年ごろから 40 年ごろまで

厚生年金の加入期間を調べたところ、A社で働いた期間は未加入期間となっていた。一緒に働いた友人の何人かは、厚生年金保険加入となっている。自分だけが未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、申立人が申立期間について、A社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「会社の方で、手帳に切手のようなものを貼っていたと思う。」と供述しており、日雇労働者健康保険の被保険者であったと推認できる上、社会保険事務所が保管する日雇労働者健康保険被保険者手帳記号番号索引票には、B町に居住する申立人と同姓同名の者に、同手帳を交付した記録がある。

また、A社は、現在、C社と名称変更して存続しており、社会保険事務所からの照会に対して、申立てどおりの届出を行ったかは不明としており、当時の人事記録、賃金台帳等申立期間に係る在籍及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等の資料を所持していないため、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、「正社員が7、8人いて、臨時の作業員も110人から115人いた。また、申立人は農繁期には休暇を取っていた季節労働者だった。」と回答しているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によると、A社の昭和34年から40年までの厚生年金保険被保険者数は、5、6人程度であり、A社では、すべての従業員を

厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

加えて、申立人が、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情は無い上、申立期間において当該被保険者名簿及び被保険者原票に整理番号の欠番は無い。

また、申立人は、加入準備期間である昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、36 年 4 月から 41 年 4 月までの国民年金保険料を完納しており、申立期間の一部と重複している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 24 日から 40 年 12 月 26 日まで
昭和 29 年 11 月から 40 年 12 月まで A 市にある B 社に勤務していた。年金の裁定請求のために市役所に行ったときに脱退手当金を受給していることになっていることを初めて知った。B 社は結婚のため退職し、退職後は会社とは関わりはなかった。脱退手当金を受給した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 12 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 29 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、16 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 13 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 4 月 15 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等が社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。